

【台風19号】被災者用提供可能な県営住宅リスト

	団地名・住宅名	市町名	住 所	部屋の規模	提供可能戸数	
						うち、即入居 可能戸数
1	川の江団地	四国中央市	四国中央市川の江町981-1	2DK	1戸	1戸
2	唐子団地	今治市	今治市唐子台西通り三丁目3	3DK	5戸	5戸
3	砥部団地	伊予郡砥部町	伊予郡砥部町高尾田323-1	2DK	3戸	3戸
4	牛湫団地	東温市	東温市牛湫1957-1	3DK	1戸	1戸
				3LDK	6戸	5戸
5	潮見団地	松山市	松山市吉藤4丁目2-8	3DK	1戸	1戸
6	森松団地	松山市	松山市森松町324	3K	2戸	2戸
				3DK	2戸	2戸
7	中須賀団地	松山市	松山市河野中須賀336	3DK	1戸	1戸
8	溝辺団地	松山市	松山市東野3丁目甲301	3K	1戸	1戸
9	神山団地	八幡浜市	八幡浜市国木160-1	3DK	2戸	0戸
10	松柏団地	八幡浜市	八幡浜市松柏丙312	2LDK	1戸	0戸
				3DK	7戸	2戸
11	宮の下第2団地	宇和島市	宇和島市別当三丁目	3DK	3戸	3戸
				計	36戸	27戸

県営住宅の一時使用許可(仮入居)の際の条件について

○家賃・敷金は免除されます。(ただし、共益費等は団地自治会の判断で必要となります。)

○入居期間は原則6か月です。(延長する場合があります。公営住宅への入居資格がある方は正式入居への切替も可能です。)

○原則として市町村が発行する罹災証明書で確認が必要です。

(申請時点で罹災証明を提出出来ない方は、自己申告に基づく被災者として確認することも可能ですが、後日、罹災証明書等の公的証明書の提出を要します。)

○連帯保証人は不要です。

○住宅を明け渡す際、可能な範囲で現状回復をお願いします。